

高齢者福祉

介護保険

敬老パス・すこやか入浴

■敬老パス
満70歳以上の人に敬老パスを交付します。友愛タクシー券の交付を受けている人は入浴機能のみの敬老パスを交付します。
※利用年度の切り替えなし
◇利用年度の特別申請 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯が生活保護を受けることができる程度に困窮していると認められる人は、市電・バス・桜島フェリーの利用に対する自己負担額の減免を受けることができます。 ※1年度1回、限度額5,000円

後期高齢者医療制度

■保険料
均等割額 4万5,900円と所得割額 所得割率 8.63%の合計額です。
◇低所得世帯の人は表1のとおり所得割額が軽減されます

紙おむつなどの助成

紙おむつを使用している65歳以上で、市民税非課税世帯の人(生活保護世帯や介護保険対象施設入所者を除く)に紙おむつなどを助成します。
◇内容 在宅の人には紙おむつなどの現物支給、入院中の入介介護療養病床を除く)には月額4,000円を限度に購入費を助成 ※毎年度認定申請が必要
【サンコントロールかごしま】
099・808・3333

表1 今年度の保険料の均等割額の軽減措置

世帯主十被保険者の前年の所得金額	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない	9割	4500円
33万円以下	8.5割	6800円
33万円+(24万5000円×世帯主以外の被保険者数)以下	5割	2万2900円
33万円+(35万円×被保険者数)以下	2割	3万6700円



いつまでも安心して暮らしていくために

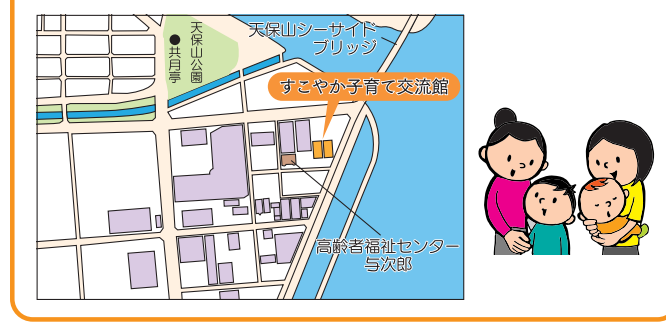
進めています 認知症対策

認知症に対する理解や認知症高齢者への接し方の研修会などを開催し、正しい知識の普及を図り、認知症高齢者やその家族に対し、医師や精神保健福祉相談員などによる相談や訪問指導などを実施しています。
■各保健センター・各保健福祉課
◇認知症予防教室
◇お通者クラブ運営支援
■介護保険課
◇認知症サポーター養成講座 認知症の人やその家族を温かく見守る応援者を養成します
◇地域包括支援センター 地域の高齢者の総合相談窓口として認知症などに関する相談に対し、適切なサービスや機関、制度に関する情報を提供します
◇認知症対策連携事業 認知症疾患医療センターと連携し、認知症の医療と介護の切れ目のない提供を行います
◇グループホームの情報や専門のサービスを行う介護保険施設の情報を提供します
■保健予防課
◇精神科医師・精神保健福祉相談員などによる相談や訪問指導などを実施します
■高齢者福祉課
◇徘徊高齢者家族支援サービス 認知症による徘徊行動のある高齢者を介護している家族などが、早期に発見できるシステムに加入したときに、加入費用の一部を助成します

子育て支援

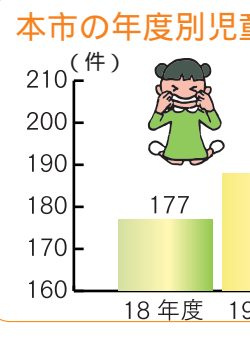
すこやか子育て交流館の整備を進めています

子育て家庭などへの支援を推進するための総合的な拠点施設として整備を進めている「鹿



児童虐待防止にご理解を
児童虐待は、子どもに対する

児島市すこやか子育て交流館が10月、与次郎一丁目にオープンします。
親子で気軽につどい、交流することができ、大型遊具や砂場などで遊ぶことができます。お菓子作りや工作など親子で学べる講座や、子育てに関する研修会などを開催し、育児相談も受け付けます。子育てに関する活動を行う団体などとネットワークを構築することにより、さまざまな子育て情報を収集・発信するほか、子どもへの時預かりも行います。
【子育て支援推進課】
216・1259



◇虐待が疑われる行為を見たり聞いたりしたときは、家庭児童相談室216・1262、谷山福祉事務所福祉課269・8473、県中央児童相談所264・3003へ報告してください
◇報告の秘密は守られます
◇県中央児童相談所では、子どもへの虐待に関する通告を24時間体制で受け付けています

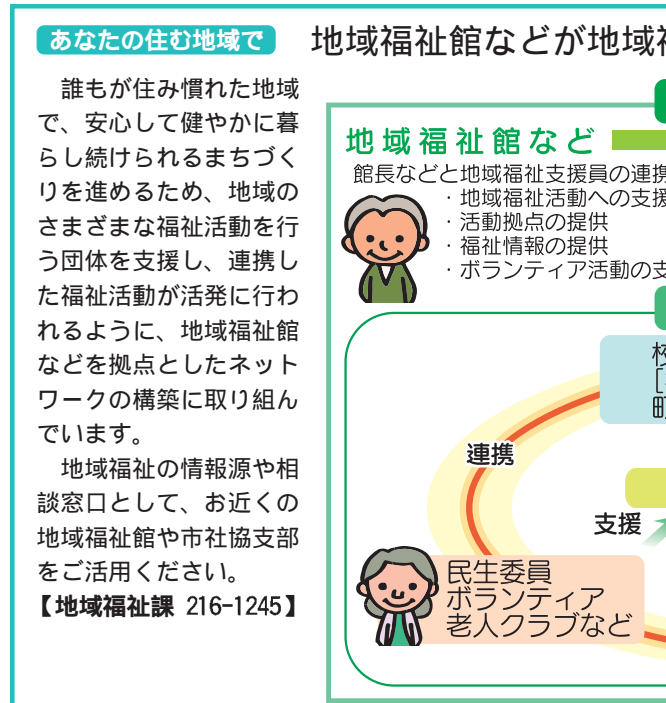
障害者福祉

4月から肝臓機能障害を身体障害として認定

今月から新たに肝臓機能障害が身体障害として認定されるようになりまし

◇認定対象 肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類によって判定し、3カ月以上グレードCに該当する人
※診断前の6カ月間にアルコールを摂取している人は対象とはなりません
◇手続き 申請書、診断書、写真縦4cm×横3cmを障害者福祉課・各支所の福祉課の窓口へ
※申請書・診断書の用紙は障害者福祉課・各支所の福祉課で配布。診断書は身体障害者福祉法第15条の規定による指定医師が作成したものに限り
◇詳しくは障害者福祉課216・1273、谷山福祉事務所福祉課269・8472へ

◇4月から市市民税非課税世帯の障害福祉サービスと補装具の利用者負担が無料に
◇療養介護の医療負担分と通所・入所にかかる食費などの実費分は除きます
◇今回の改正に伴う申請などの手続きは必要ありません
◇詳しくは障害福祉サービス課216・1273、保健予防課258・2321、補装具課216・1273へ
◇障害福祉サービス課216・1273へ
◇引き続き市独自で利用者負担を軽減します
■障害福祉サービス
◇ホームヘルプやショートステイ、施設通所などすべての障害福祉サービスの利用者負担額を今年度も2分の1に軽減します
◇児童デイサービスの利用者負担額は無料
【障害者福祉課】
216・1304、保健予防課258・2321
■障害者の補装具
◇購入・修理にかかる利用者負担額を2分の1に軽減します
【障害者福祉課】
216・1273



■登録しませんか 健康にやさしいお店
◇体にやさしいかごしまメニューのお店 バランスに配慮した「バランスばっちりメニュー」や「55メニュー」、野菜の量に着目した「野菜たっぷりメニュー」、食塩量3g以下のメニューの「食塩控えめメニュー」を提供している飲食店など
◇たばこの煙のないお店 終日禁煙を実施している飲食店など
◇それぞれのお店に認定されると登録され、認定証やステッカーを配布します。登録を希望する飲食店などは健康福祉総務課216-1492へ
登録されたお店の情報は市ホームページ(<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>)などで公表しています

■説メタボ ヘルシースリム教室
生活習慣病の要因となる内臓脂肪や具体的な予防法を学んでみませんか。
■ヤングコース(全4回)
◇対象 市内に住む39歳未満の人
場所 実施月
吉田保健福祉課 11月
南部保健センター 6月、10月、来年2月
東部保健センター 7月、来年2月
中央保健センター 8月、12月
北部保健センター 9月、来年1月
松元保健福祉課 9月、来年3月
西部保健センター 10月、来年3月
※メタボリック症候群予防教室の出前講座も行っています。詳しくは各保健センター、保健福祉課へ

■利用対象者を拡大 高齢者福祉センターなど
一部の高齢者福祉センターなどの利用対象者を拡大します。
◇対象施設 高齢者福祉センター東桜島・桜島・松元・郡山、喜入老人憩の家、すこやかランド石坂の里の会議室・集会室など
※高齢者福祉センター与次郎・谷山・吉野は現行どおり
◇内容 高齢者以外の市内の団体などが会議をするときなどに利用できます
◇詳しくは高齢者福祉課216-1266へ

◇高齢者福祉センターなど
一部の高齢者福祉センターなどの利用対象者を拡大します。
◇対象施設 高齢者福祉センター東桜島・桜島・松元・郡山、喜入老人憩の家、すこやかランド石坂の里の会議室・集会室など
※高齢者福祉センター与次郎・谷山・吉野は現行どおり
◇内容 高齢者以外の市内の団体などが会議をするときなどに利用できます
◇詳しくは高齢者福祉課216-1266へ